

制 定 令 和 6 年 4 月 1 日
最終改正 令 和 8 年 4 月 1 日

小規模企業等振興資金 制度細則

(目 的)

第 1 この細則は、愛知県中小企業融資制度要綱（以下「要綱」という。）及び小規模企業等振興資金制度要領（以下「要領」という。）に定めるもののほか、制度の運用に必要な事項を定める。

(要領の作成等)

第 2 協調市町村が要領等を定める場合には、県の要領及び本細則に準ずるものとする。

(資金措置)

第 3 要綱第 4 第 1 項に定める預託については、以下のとおりとする。

- (1) 取扱金融機関に対する県資金の預託額は、以下の諸指数を勘案し定めるものとする。
 - ① 名古屋市：1 倍
 - ② 各市：2 倍
 - ③ 各町村：2.5 倍
 - ④ 山村地域（設楽町、東栄町、豊根村）：3 倍
- (2) 期間 1 年以内、利率は年 0.5 パーセント以内とする。

(協調資金)

第 4 要綱第 4 第 2 項に定める協調資金については、以下のとおりとする。

- (1) 預託期間及び利率については、要綱第 4 第 3 項及び第 4 項、並びに第 3 に定める県資金の資金措置に準ずるものとする。
- (2) 預託にかかる契約については、契約書又は覚書（以下、「契約書等」という。）により締結するものとし、様式 1 号により手続きすること。ただし、協調市町村の判断により、契約書等について独自の様式を使用することを許容する。
- (3) 協調市町村は、協調資金を預託したときは、預託に係る契約書等の写しを添えて、速やかに県へ報告するものとする。

(指定金融機関)

第 5 協調市町村は、小規模企業等振興資金を取扱う金融機関（以下「指定金融機関」という。）を指定するものとし、指定についてはあらかじめ県と協調市町村で協議を行う。

2 指定金融機関の選定基準

指定金融機関の選定基準は以下のとおりとする。

- (1) 保証協会の利用実績
- (2) 市町村区域内の小規模事業者との取引状況

3 年度ごとの指定金融機関の指定協議

指定金融機関の指定は年度ごとに行うものとし、手続きは以下のとおりとする。

- (1) 協調市町村は、県へ金融機関指定協議書（様式 2 号）を毎年 12 月 15 日までに提出する。

指定にあたっては、過去の実績を十分に考慮するとともに、融資実績がない金融機関

については、ヒアリングにより指定の是非を判断すること。

- (2) 県は、協調市町村からの協議書の内容を検討し、様式 3 号により毎年 1 月末までに協議に対して回答する。併せて、保証協会へ協議結果を通知するものとする。

4 新規指定

新規に指定金融機関に指定する手続きは、以下のとおりとする。

- (1) 新規に小規模企業等振興資金の取扱いを希望する金融機関は、指定を希望する金融機関より要望書（様式 4 号）を協調市町村へ提出すること。
- (2) 協調市町村は、要望書の内容について、協調市町村内の小規模企業者の金融の円滑化とその経営の振興に資するものと認められるときは、県へ協議書（様式 5 号）を提出する。
- (3) 県は、協調市町村からの協議書の内容を検討し、様式 6 号により協議に対して回答する。
- (4) 協調市町村は、県との協議により新規指定を行うものとしたときは、金融機関に対して指定通知書（様式 7 号）により通知する。
- (5) 指定の通知を受けた金融機関は、速やかに預託用の口座開設手続きを行うこと。
- (6) 4 月 1 日から 11 月 30 日までに要望書が提出されたときは、原則、翌年 4 月 1 日を取扱開始日として指定するものとし、年度途中で取扱開始は行わない。なお、12 月 1 日から翌年 3 月 31 日までは要望書を受付しないものとする。
- (7) 新規指定を行った協調市町村は、前項の年度ごとの指定協議において、様式 4 号から様式 7 号の写しを添付するものとする。

5 指定金融機関の変更・廃止

指定金融機関の合併等がある場合は、指定金融機関は協調市町村へ報告するものとし、以下のとおりとする。

- (1) 協調市町村の他の指定金融機関と合併する場合
契約書等については、変更の手続きは不要とする。ただし、協調市町村の判断により、契約書等の変更手続きを行うことは許容する。
- (2) 協調市町村の指定金融機関以外と合併する場合
契約書等については、変更の手続きは不要とする。ただし、協調市町村の判断により、契約書等の変更手続きを行うことは許容する。
なお、指定金融機関ではない金融機関との合併等により、協調市町村内での小規模企業者に対する融資業務を取扱いしなくなるときは、廃止届（様式 8 号）により協調市町村に届出するものとする。また、協調市町村が指定を廃止したときは、指定廃止通知書（様式 9 号）により通知するものとし、指定金融機関は速やかに預託金を返還するものとする。
- (3) 移転又は廃止等により協調市町村内に店舗等がなくなる場合
店舗の移転又は廃止等により、指定金融機関が協調市町村内での小規模企業者に対する融資業務を取扱いしなくなるときは、廃止届（様式 8 号）により協調市町村に届出するものとする。また、協調市町村が指定を廃止したときは、指定廃止通知書（様式 9 号）により通知するものとし、指定金融機関は速やかに預託金を返還するものとする。

（審査決定等）

第 6 要綱第 12 に定める審査決定等は、小規模企業等振興資金については下記のとおりとする。

(1) 取扱金融機関が申込みを受付した場合

取扱金融機関は、申込みの内容について実態を調査し、適切と認めるものについては、速やかに関係書類を当該事業所の所在する協調市町村に送付する。

取扱金融機関から関係書類の送付を受けた協調市町村は、必要に応じ調査等を行った後、送付状（様式 10 号）を付し、速やかに関係書類を保証協会に送付するものとする。ただし、取扱金融機関と協調市町村が「信用保証協会電子受付システム」による申込みを希望する場合、協調市町村は、必要に応じ調査等を行った後、送付状（様式 11 号）を付し、速やかに関係書類を取扱金融機関に送付するものとし、関係書類の送付を受けた取扱金融機関は、「信用保証協会電子受付システム」により、送付状（様式 11 号）を付し、速やかに関係書類を保証協会に送付するものとする。

(2) 協調市町村に小口資金申込みの相談があった場合

協調市町村は、事業者からの相談に応じ、取扱金融機関を案内、又は、必要に応じ調査等を行った後、送付状（様式 10 号）を付し、速やかに関係書類を保証協会に送付するものとする。

(3) 保証協会は、前各号の送付を受けたときは、直ちに保証承諾の可否を審査の上、保証を可とするものについては、取扱金融機関に信用保証書を発行すると同時に推薦機関に通知するものとする。

(4) 取扱金融機関は、信用保証書を受領後、速やかに融資を実行するものとする。

(申込受付機関)

第 7 申込受付機関は、申込者の営業の実態が把握できる事業所が所在する市町村から指定を受けた指定金融機関とする。

2 小口資金については、第 6 第 2 号の市町村（名古屋市を除く）から関係書類の送付を受けた保証協会が受付することを認める。

3 複数の事業所が存在する場合は、原則として主たる事業所の所在地を基準とする。

4 従たる事業所のために要する資金であり、かつ、当該従たる事業所の所在する市町村が認める場合は、従たる事業所の所在地を基準とすることを許容する。

(税金の滞納調査)

第 8 税金の滞納調査の対象は、以下の 4 税目とする。

(1) 個人事業主の場合：所得税、事業税、県民税、市町村民税

(2) 法人の場合：法人税、法人事業税、法人県民税、法人市町村民税

2 申込みに添付する納税証明書類については、前項の税目に係る以下のいずれかとする。

(1) 直近の納付書の写し

(2) 納付が確認出来る通帳の写し

(3) 納税証明書（未納の税額がないことの証明書）

3 申込受付機関等において納付が確認できる場合は、納税証明書類の添付を省略することができるものとし、過去の滞納については調査で確認するものとする。

(名古屋市の例外)

第 9 名古屋市については、名古屋市信用保証協会扱いの小規模企業等振興資金についても、本制度の協調制度の対象とし、申込受付機関その他の取扱いにあつては、名古屋市が定める小規模企業等振興資金融資制度要綱等の規定によるものとする。

- 2 名古屋市の指定金融機関ではない取扱金融機関については、県が単独で預託を行うため、全ての取扱金融機関において小規模企業等振興資金の取扱いを認める。
- 3 名古屋市内の事業者の申込みについては、以下のとおりとする。
 - (1) 取扱金融機関が受付する場合は、直接、保証協会へ送付するものとする。
 - (2) 小口資金については、保証協会が直接受付することを認める。

(その他)

第 10 この細則に規定するもののほか、この制度の運用について必要な事項は、県と関係機関との協議により定める。

附 則

- 1 この細則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この細則の制定前に融資申込みしたものについては、従前の例による。

附 則

この細則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。